



国民健康保険高齢受給者証の更新があります

国民健康保険に加入している 70 歳から 74 歳の方がお持ちの「国民健康保険高齢受給者証」が更新になります。新しい受給者証は 7 月下旬に自宅へ郵送します。8 月 1 日から、医療機関を受診の際は、新しい受給者証を窓口へ提示してください。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」も更新になります。該当になる方には申請書を併せて送付しますので、8 月 1 日以降に各庁舎・各出張所の国保担当窓口で手続きをお願いします。



70 歳未満の方で「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は更新が必要です

70 歳未満で 8 月 1 日以降も入院の予定がある方は、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をすることで、入院にかかる医療費の減額認定を受けることができます。

8 月 1 日以降に各庁舎・各出張所の国保担当窓口で手続きをお願いします。

●問合せ／
仙北市民課 国保年金係
☎ 43-3307

☎ (43) 3307

●問合せ／市民課国保年金係
●問合せ／市民課国保年金係
●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係
●問合せ／市民課国保年金係
●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係
●問合せ／市民課国保年金係
●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係

●問合せ／市民課国保年金係



福祉医療費受給者証の更新と交付のお知らせ

現在お使いの福祉医療費受給者証は、8 月 1 日から更新されます。（一部受給者を除く）

現在、受給者証をお持ちの方で更新が必要な方には、7 月中旬に申請書と同封した通知をお送りします。お住まいの地区で手続きを行ってください。

※身体障害者手帳 1～3 級をお持ちの方は、今年度の更新はありませんので通知はお送りしません。



【更新日程】

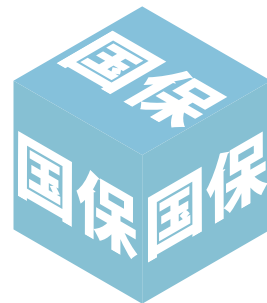
月日	地区	場所	時間
7 月 23 日 火	上桧木内 桧木内	桧木内出張所	9 時～17 時
7 月 24 日 水	西明寺	西木総合開発センター（西木庁舎となり）	9 時～19 時
7 月 25 日 木	田沢 生保内	田沢湖総合開発センター（田沢湖庁舎となり）	9 時～19 時
7 月 26 日 金	角館	角館西側庁舎	9 時～19 時
7 月 27 日 土	市内全地区	角館西側庁舎	9 時～17 時

※右の日程以外での更新、交付の手続きは行いませんので、忘れずに手続きをしてください。

※通知に記載されている必要書類（健康保険証等）は当日必ずお持ちいただくようお願いいたします。書類が揃っていないとその場での交付ができない場合があります。

※お住まいの地区以外での更新、交付を希望される方は、通知が届きましたら 7 月 19 日（金）まで市民課国保年金係へご連絡ください。
※当日の会場は混雑する時間帯が多々ありますので、通知に同封してあります申請書は必ず記入をして、お持ちくださるようお願いいたします。





7月は国民健康保険税の納税月です

納税通知書は7月12日に
発送予定です。

国保に加入している方の世帯の世帯主宛にお送りします。
(世帯主が他の保険に加入している場合でも、世帯主宛にお送りします)

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険税は、『医療保険分』と『後期高齢者支援金分』と『介護保険分(40歳～64歳の方)』を合わせた額

となっていますが、今年度は税率改正により税率が次のように変わります。
国民健康保険税の課税方式については、低所得者の負担となっている資産割を段階的に縮小し、平成27年度にくす予定です。

		H24 税率	H25 税率
医療分	所得割率	7.30%	7.60%
	資産割率	25.00%	16.70%
	均等割額	24,800 円	21,000 円
	平等割額	23,000 円	20,000 円
	課税限度額	510,000 円	510,000 円
支援金分	所得割率	3.20%	3.40%
	資産割率	12.00%	8.00%
	均等割額	10,600 円	9,000 円
	平等割額	8,200 円	8,000 円
	課税限度額	140,000 円	140,000 円
介護分(40歳～64歳の方)	所得割率	2.30%	2.40%
	資産割率	4.50%	3.00%
	均等割額	8,500 円	8,000 円
	平等割額	5,000 円	4,000 円
	課税限度額	120,000 円	120,000 円

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について

国民健康保険税を年金天引きで納めていただくことを「特別徴収」といいます。

なお、年金保険者の方は地方税法により特別徴収による納付義務がありますので、納付書による納税を自分で選択することはできません。

●特別徴収に該当する条件

特別徴収となるのは、次の条件全てに当てはまる場合です。

- ①国保加入者全員が65歳～74歳の世帯
- ②国保加入中の世帯主が今年度に75歳に到達しない世帯
- ③世帯主の年金額が年額18万円以上の方(ただし、年金は担保に供していないものに限ります)
- ④介護保険料の年金支払額と国保税の合計が年金額の2分の1を超えない方

●特別徴収から普通徴収への変更

次の場合、特別徴収(年金天引き)から普通徴収(納付書または口座振替)に切り替わる場合があります。

- ◎国保税が減額更正された場合
- ◎世帯主が75歳に到達(後期高齢者医療制度へ移行)する年度となる場合
- ※国保税が増額更正された場合、特別徴収は継続となり増額分が別途普通徴収となります。



【納める時期と算定方法】

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
◎前年所得が確定するまでは、仮算定された保険税額を納めます。			◎前年所得が確定した後は、本算定された保険税額を納めます。		
◎新規で特別徴収該当する場合 前年度税額をもとに仮算定します。 ・1回分＝前年度年税額×1/6			◎新規で特別徴収該当する場合 7月・8月・9月は普通徴収となり、残りが特別徴収となります。		
◎継続して特別徴収該当する場合 前年度2月の特別徴収額と同額が1回分となります。			◎継続して特別徴収該当する場合 年税額から仮徴収税額を差し引き、残りを3回に分けます。		

平成25年度

国民健康保険税の制度改正

特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置が延長されます

①保険税軽減制度に係る特例

軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減を受けることができるよう、国保から後期高齢医療へ移行したことにより国保の被保険者でなくなった方(特定同一世帯所属者)を含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置について、期限を区切らない恒久措置とします。

②世帯割に係る配慮

二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯(特定世帯)となる方の世帯割額(平等割)を、最初の5年間2分の1にする現行措置に加え、その後3年間4分の1減額します。



例

◎夫婦2人世帯

・夫(世帯主)／75歳以上 ・妻／75歳未満

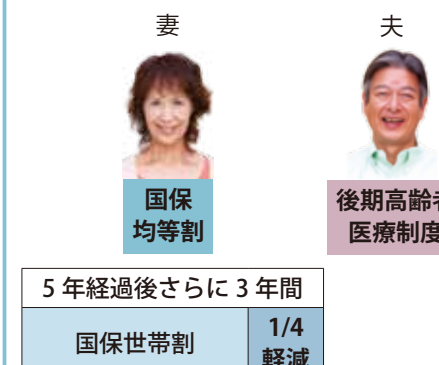
【現行制度】

(35万円×(世帯に属する被保険者数と特定同一世帯所属者の合計数)) + 33万円



恒久化

【激変緩和措置延長後(3年間)】





後期高齢者医療

『保険証等の更新』と『保険料』について

後期高齢者医療の保険証が新しくなります

75歳以上の方（一定の障がいのある方は65歳以上）が今までお使いの後期高齢者医療の保険証が新しくなり、7月下旬に加入者の皆様に送付されます。申請手続きの必要はありません。



8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割または3割となりますのでご確認ください。

※現在お持ちの保険証は8月1日から使用できませんので、有効期限を過ぎましたら最寄りの市役所窓口に返却していただくか、ご自分で裁断するなどして破棄していただくようお願いいたします。

平成25年度の保険料軽減措置について



後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の（基礎控除後）所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。所得の低い世帯の方は、世帯主および被保険者の所得に応じて、下記表のとおり軽減されます。

◎均等割額／3万9710円
◎所得割額／基礎控除後の被保険者本人の総所得金額×8.07%

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を500円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（7月・1月送付予定）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（新薬：先発医薬品）の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られた安価な薬です。

ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。

柔道整復、はり・きゅう、マッサージの医療費通知について

保険証を使って柔道整復（整骨院等）、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けられた方に「医療費通知書」をお送りします。（6月・9月・12月・3月の4回送付予定）施術の日数や医療費などが記載されたもので、その内容についてお尋ねする場合がありますので、領収書は大切に保管してください。

後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ先

【制度運営全般、保険料の算定】
秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課
☎ 018-853-7155
【各種申請・届出】
仙北市役所市民課 国保年金係
☎ 43-3307
【保険料の納め方】
仙北市役所税務課 市民税係
☎ 43-1117

【均等割額の軽減】

世帯主および被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	均等割の軽減割合	均等割額
基礎控除額（330,000 円）	8.5 割	5,956 円
被保険者全員の年金収入 80 万円以下で、その他各所得がない	9 割	3,971 円
基礎控除額（330,000 円）+245,000 円×被保険者の数（世帯主である被保険者を除く）	5 割	19,855 円
基礎控除額（330,000 円）+350,000 円×被保険者の数	2 割	31,768 円

【所得割額の軽減】

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）	所得割の軽減割合
58 万円以下 （年金収入のみの場合は 153 万円から 211 万円以下）	5 割

【職場の健康保険等の被扶養者だった方の軽減】

該当する方の条件等	均等割の軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	9 割	3,971 円

【注意】

※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

平成24年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付します。送付された方は、新しい証をご使用ください。

なお、現在交付を受けていない方または対象になっていなかった方で、8月1日から限度額適用・標準負担額減額認定証の対象となる方には、申請書を送付しますので、交付を受けたい方は最寄りの市役所窓口で申請してください。

後期高齢者医療の保険料決定通知や納付書を7月中旬に送付します

平成24年中の所得に応じて確定した平成25年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知や納付書を、7月中旬に加入者の皆様にお送りします。保険料の徴収方法は、年金額や介護保険料等の状況により、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（口座振替または納付書による納付）があります。

保険料の納付方法を口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていますが、税務課や各地域センター・出張所窓口で納付方法変更の手続きをしていただきますと、特別徴収（年金天引き）から普通徴収（納付書または口座振替）に変更することができます。

※随時手続きは可能ですが、時期によっては直ちに口座振替への切り替えができないことがあります。あらかじめ市内金融機関で口座振替手続きを済ませてください。